

第33回 東京弁護士会人権賞 受賞

片山 徒有さん

1997年11月にご子息(隼君)を交通事故被害で亡くされた片山徒有さんは、事故後、被害者の権利実現に向けた被害者支援の活動を行うとともに、それにとどまらず、再犯防止のための活動等、幅広く精力的に活動されております。

そこで、片山さんに、多方面にわたる活動内容等を伺いました。

聞き手・構成：小峯 健介



プロフィール◆かたやま・ただあり 1997年、当時小学2年生の息子の隼さんを自宅付近の交差点での交通事故で亡くす。この時の捜査機関からの理不尽な対応を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じ、2000年に被害者支援団体「あひるの会」を設立し、多方面にわたる被害者支援活動を行う。さらに2007年に「被害者と司法を考える会」を設立し、司法制度改革のため、国会・政党・法務省法制審議会等の場で発言や提言を行っている。また、被害者支援の枠に止まらず、加害者の更生には被害者の苦しみを理解することが重要との思いから、少年院や刑務所等で講演等の活動を行っている。現在も、自己資金を投じながら、被害者支援、司法制度改革、あるいは犯罪や非行をした者に対する教育等に積極的に尽力し、修復的司法を実践したともいえる活動を続ける。

—— 1997年11月に隼君を交通事故被害で亡くされて、当時、被害者遺族として捜査機関等から理不尽な対応を受けたということですが、当時の制度にはどのような問題があったのでしょうか。

今と大きく違うのは、被害者という存在が全く入らない前提で進んでいたのが20年くらい前の話です。1997年11月に息子が事故に遭い、翌年1月には東京地検の交通部に裁判の日を聞きに伺ったんですけども、不起訴処分であるという以外には、不起訴の理由について一切答えることはなく、「被害者に説明する義務はない」ということを繰り返されたというのがありました。

その後、「何か方法がないのか」と尋ねたところ、検察審査会のパンフレットのコピーを渡してくれたので、そこに申立てに行ったら、「遺族には申立権がないので申立てを一旦却下します」と言われたのです。その後、職権で取り上げてくださったわけですが、ちょっと変かなという印象はありました。

—— 被害者の権利を法律上・運用上実現するために、片山さんはどのような活動をされてきたのでしょうか。

刑事手続に被害者の存在を知ってもらうことが大事だなと思ったんですね。ですから、通知制度というのはその第一歩だと思いますし、そもそも被害者という存在が社会の中で幅広く理解されていないということに正直驚きました。

当時は、被害者間の序列というのがあって、特に新聞報道などで明らかなように、殺人事件とか性犯罪で被害者がお亡くなりになった事件とか、いわゆる社会の関心が高い事件ほどより多く被害者の声を聞いてもらいやすいという傾向があって、交通事故はずっと下だったんです。新聞報道でもそうですけれども、うちの息子が亡くなったときはわずか数行しか載らなかったほど、非常に簡素なものでした。

—— 他にはどのような活動をされてきたのでしょうか。

捜査状況の説明をしてほしいという願いをずっとしてきましたが、いまだに叶えられていないところがあります。警察と検察がいろいろな捜査をして裁判に証拠を持っていくわけですが、基本的には裁判に出るまでは説明をしてくれないんですね。

被害者側は、今どういう状況にあるかを知りたいわけですね。相手方が何と言っているのか当然知りたいし、誰にどういうことを聞きに行っているのか、その人たちはどういうふうに答えたのか、当然知りたいですね。

それは、相手方を重罰にしたいわけではなくて、本当のことを知りたいからだと思います。それを一生懸命、権利として訴えていたわけですが、その部分は叶えられていないなという気がしますね。

—— いろいろとご活動をされてきて、今後、改善されるべき

とお考えの点を教えてください。

やっぱり、全面的な情報開示だと思います。捜査側が握っている証拠のうち刑事裁判に出てくるのはごく一部だと思うんですね。プライバシーの問題とかで全面開示が難しくても、そのリストくらいは教えてもらいたい。それは無理でも、やはり担当の検察官から誠意ある説明をしてもらいたいというのはありますね。

被害者の事情聴取にも、支援者や弁護士さんが立ち会えるようにして欲しいと思います。起訴後は公的な支援として弁護士さんがかかわっていただけるケースも増えましたが、必要なのは事件直後の支援だと思います。

—— 1997年の隼君の事故以前は、被害者の権利実現に向けての目立った活動はなかったのでしょうか。

1974年に起きた三菱重工ビル爆破事件の後、犯罪被害者等給付金制度ができましたが、それ以外は目立った被害者の権利確立の動きはなかったみたいですね。私も検察庁とのやりとりを自分で体験してみて、自分に対応しなければこの後続く人が同じような対応を受けてしまうんじゃないかなという思いがあって、その人たちのためにも、曖昧にはいけないんじゃないかなと思ったのです。

—— 片山さんの活動のエネルギーの源は何だったのでしょうか。

やはり人が好きだということがあると思います。困っている人、これは被害者でも、被害者を出してしまった人でも同じですが、彼ら、彼女たちの今後の生き方にかかわれるというのは生きがいでもありますし、また幸せなことだとも思っています。

私は普段デザインの仕事をしていた、お客様からのニーズがあって、施工会社に内容を伝えて、その間に入っているわけです。一方的な言い方で「こういうものだから」と押し付けられるのが極端に嫌なんです。お客様から一方的に言われるのも嫌だし、施工会社から、例えば「要求したものができません」という反発が来るのも、徹底的にやはり話し合いで解決してきた方なので、上から「こういうものなんだから、お前、納得しろよ」みたいな言い方をされるということに慣れてないというか、すごく嫌なんです。

だから、せめて自分は未経験者なので、丁寧な説明をしてもらいたい。被害者が主人公の制度でないのは当然としても、実際に被害者がいて事件になってい

るのに、被害者の存在を無視するようなやり方はよろしくないと思いました。具体的には、そういう制度なら制度でいいにしても、やはり人が1人亡くなっているわけですから、どのようにしてそれが処理されてこういう判断に至ったのか、それをやっぱり説明してほしいなというふうに思いました。

—— 「あひる^{のいちえ}一会」の活動概要を教えてください。

これは、被害者支援と自助の団体です。個人で直接、被害者支援をするということはなかなか難しいものがあるって、いろいろな人に入ってもらってサポートチームをつくらなきゃいけない。その中で、被害を受けた方、支援をされる側の人にも入ってもらって自由に意見を言い合う、そういう場がほしいと思ってつくったのが、「あひる一会」なんですね。だから、被害経験者が支援者にも回ることがあるのが特徴です。

あと、自助もあります。やはりそこでなければ言えないことがいっぱいありますので、ちょっとほかでは言えないんだけどもという話を、「あひる一会」ですてもらうようにしています。

あと、もう1つは、修復的司法を私はやっているわけですが、その実働部隊は「あひる一会」がやっています。

—— 「被害者と司法を考える会」の活動概要を教えてください。

こちらは、極めて明確に被害者問題に関する法律案について意見を表明する団体です。被害者参加制度ができるらしいという話を聞き、私は反対だったので、反対をするために、弁護士、研究者、少年院の先生、家裁調査官、いろいろな人に入っていて、意見を煮詰めていって要望書を出そうじゃないかということになって、最初はそのための団体でした。だから、「あひる一会」とは明確にすみ分けができています。

—— 被害者参加制度へ反対というのは、どういった理由からでしょうか。

「強い被害者」しか出てこれないということ。それから多様な被害者性を認められないということ。それから被害者支援の経験から、最初から最後までずっと法廷の柵の内側に入りっぱなしになって傍聴席から注目を浴び続けなければいけない、これは苦痛であるということ。付き添いをずいぶんやってみて、裁判所に行ったら気持ちが悪くならなかった人と会ったことがな

いので、適宜、退室するなり、自由に水を飲んだり、空気を吸い、入れ替えるために外に出るなりみたいなリフレッシュを自由に取れる任意性というのは、極度のストレス状態に耐えるにはどうしても必要だろうと思いました。あとは、基本的に傍聴席から監視されるわけですから、それは二重の苦しみだろうと思いました。だから反対です。

また、結果から見て政府が出してきた被害者に関する法律案に反対しています。公訴時効の撤廃にも反対してきました。

被害者団体でありながら何で被害者のためにつくる制度に反対するのかわれ続け、自分でもごく普通の答えが政府案に反対だったのでむしろ不思議になったんですけど、やはりこの国が進めてきた刑事政策の「強い被害者」をモデルにした改革にはことごとく反対をしました。

——被害者の方と接するにあたって、どのような点に注意をすればよいでしょうか。

普通でいいと思うんです。普通にお話をしていただけて、被害経験者でも被害者でも笑いますし、怒りますし、泣きます。それがやはりどこか悲しいイメージだけがすり込まれてしまって、神妙な話しかないんじゃないかというふうに思われると、息苦しくなっちゃうなということがありますね。

——事件報道の在り方として、被害者のプライバシー保護について、どのようにお考えでしょうか。

僕は基本的に実名報道でいいと思っているんです。ただ、ちゃんとした報道でなきゃいけないので、間違い報道や興味本位の報道はやめてほしいと思うんです。なぜ実名報道がいいと思うかというと、曖昧にされると逆にクレームを付けにくいんですね。

あとは、被害者問題を訴えていくためには、例えば、うちの息子の事件の場合は、当時、年間約1万人ずつ亡くなっている交通事故死のうちの1人なので、何の事件なのか分からないということがありました。だから、実名報道の方が私たちは主張しやすかったというのがあります。それだけ覚悟を決めて臨んだということですね。

でも、例えば性犯罪みたいなケースではそれはできにくいので、その辺は難しいですね。

ただし、性犯罪被害者の方でも実名で顔を出して会見をされていた方がおられますが、本当に素晴らしい勇気だと思います。

——再犯防止のための活動もされておりますが、きっかけを教えてください。

再捜査を求める署名活動をしているときに、そもそも不起訴率がどのぐらいなのかと思い、『犯罪白書』を見たり、「司法統計」を見たりして、その中で再入所率の数字が思っていたよりも高かったんです。

1回目の犯罪は、いろいろな要素が絡んでいると思うので詳しく原因を知るまでは解決策は見つからないとしても、2回目、3回目、4回目の犯罪による被害者は、1回目の矯正教育がしっかりなされていけば出ないはずじゃないか。だったら矯正教育に力を入れて被害者のことを理解してもらい、立ち直りをしっかりしてもらえれば被害者の数が減るだろうと。

——被害者支援と再犯防止のための活動、一見すると両者のバランスを取るのには難しいようにも思うのですが、いかがでしょうか。

確かに一部の方からはお叱りをいただくことがときどきありますね。「厳しい処罰を行う事で被害者の心情を理解させているのに何をやっているんだ」というふうに言われたこともあります。

ただ、社会で受け入れがうまくいかない、人とのコミュニケーションが取れない、ある意味で社会的弱者だったのが故に自尊心も低くなり犯罪に至ってしまったというケースも多いので、それは別に、被害者が苦しい、悲しい、だから相手もさらに苦しくなれということとは違うと思うんですね。双方ともに理解し合えるところは理解して、支援するところは支援していけば、僕はいいと思います。

——各地の刑務所や少年院を訪問されて講演等をされておりますが、どのような内容でしょうか。

僕は必ず心掛けていることがあって、「幸せになろうね」ということなんです。よく法務省では「改善更生」という言葉を使いますが、私はそれを勝手に置き換えて「幸せになるということだよ」という話をします。ただ単に絵に描いた理想像の生活の向上を意味している幸せになろうねということではなくて、そのためにはしなければいけないことがいっぱいあって、現実から目をそらさないことと、今までしてしまったことについて自分が自分に答えを出すということはちゃんと伝えるようにしています。刑期や少年院の収容期間が終われば幸せになるという意味とは全く異なります。彼ら、彼女たちが経験した多くのことを社会内で接する人たちに

向けて手を差し伸べて生活を続けて行くことで、幸せになれるのかなとも思っています。

僕は外部協力者という立場です。だから、職員とは違うので、施設から出て何か困ったことがあったら、私の名前を検索すれば連絡を取れることになるので、いつでも連絡をしてくださいと言っています。実際にそれで連絡が来た人もずいぶんいます。

——福島県で「命の授業」をされ、茨城県で「命の大切さを考える」というテーマで講演をされるなど、「命の尊さ」を説く活動をされていますが、どのような内容でしょうか。

当初は、中学校2年生を対象に、いじめや自殺をなくすためにいろいろな教室に出前授業をしようということになったらしいんですね。それで、私たちのような被害経験者が中学校に出向いて行って、自分の家族は命がなくなったけれども、命というのはすごくいいんだよという話をしようじゃないかというので、各地の学校に行くようになりました。

——多方面にわたってご活動をされていますが、本業であるインテリアデザインのお仕事との調整はどのように行っているのでしょうか。

時間は大変ですね。例えば、矯正施設に行くハードルのひとつとして大きな問題は、施設に入ってからそこを出るまでの間、スマートフォンをコインロッカーの小さいサイズのような保管ボックスに完全保管で預けることになります。電話もメールも使えなくなっちゃうので、一般の方から見れば所在不明になっちゃうんですね。だから、その前に、帰りの日程とか全部を詰め詰めで入れて、その間になるべく問題が起きないようにしなければいけないんですけども、その調整が一番厄介ですね。

——日常生活の中でどれくらいの時間を被害者支援などの活動にあてているのでしょうか。

当初は、土、日が基本休みだったので、土、日を社会活動に当てようと思ったんです。でも、だんだんそうはいかなくなったので、休日は基本的に無くなり、週のうち半々くらいでデザインの仕事と啓発活動を行うような感じになっちゃいましたかね。

——犯罪をなくすこと、犯罪のゼロ化というのは可能とご考えでしょうか。

目標を立てないと無理なので、ゼロにしたいと思っています。可能か不可能かと言ったら、それはチャレンジ

しないことには。

飲酒運転撲滅は私たちではないご遺族が提唱されて厳罰化に繋がり、実際に死亡者数が激減しました。ただしこの部分で注意して欲しいのは、厳罰化だけによって交通死が減ったのではなく、日々の生活の中でお酒とかかわりのある祝儀や葬儀、地鎮祭などの儀式においても、今では運転する人は飲まなくてもよいという任意性の高い環境が整ったことの方が大きいと思っています。

——犯罪を減らすために弁護士にできることはありますか。

裁判までは弁護士さんが深くかかわるところがあるんですけども、その後のアフターサービスもできればやっていただきたいなと思います。

人として不安になったり、この先もお世話をして欲しいと願う非行や犯罪にかかわった人は多いです。特に満期で出所する人たちの回復にちゃんとしたカタチで法的支援を含めて寄り添ってくれるところはないのが現状です。そこを、私どものサポートしている方の側面支援でも結構なので、ご意見やアドバイスをいただけると本当に有り難いと思います。

——読者である東京弁護士会会員の弁護士に向けてのご要望等がありますか。

お願いはいっぱいあります。

私たちの被害者支援の特徴は早く入ることなんです。例えば、警察が被害者支援をやっているところはもちろんありますけれども、できればそれよりも早く入ります。一番早い事例だと、事件が起きた当日から支援に入りました。そういうときから弁護士が、できればボランティアで付いていただけるとありがたいです。何をどうするんじゃなくて、とにかく、法的援助者として様々なご経験ややる気がある方がいていただけるだけですごく安心なので。

実務的には刑事裁判や少年審判があり、刑事施設があり、その後、仮釈放、仮出院となると保護観察所があります。社会に戻ってくるとなると、トータルで物事を知っている人がいなくなるんですね。みんなそれぞれの部門部門でかかわりがあるんですけども。それを、全体を俯瞰するケース会議みたいにしてすべての人がかかわってもらって、着地点を見いだすような会議を組みたいです。修復的司法というのは、まさにそういう目的もあるんですが、そういうことにぜひご協力いただきたいと思っています。